

# 大滝人事労務研究所便り

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案

### 施行は 4 月 1 日の予定

改正雇用保険法案（雇用保険法等の一部を改正する法律案）が今国会で成立の見込みとなっています。主な改正点は、「雇用保険の適用範囲の拡大」と「雇用保険二事業の財政基盤の強化」の 2 つであり、施行日は 4 月 1 日の予定です。

#### 「雇用保険の適用範囲の拡大」

##### （1）非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6 カ月以上の雇用見込みが「31 日以上雇用見込み」に緩和されます。

##### （2）雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったために未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、現行の「2 年」を超えて遡及適用されます。

この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である 2 年経過後も、保険料を納付可能とし、その納付を勧奨します。

#### 「雇用保険二事業の財政基盤の強化」

##### （1）失業等給付の積立金からの借入れ

雇用保険二事業（事業主からの保険料負担のみ）の財源不足を補うために、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みが暫定的に措置されます。

##### （2）雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動停止

現行規定では、平成 22 年度の保険料率は 21 年度と同じく 3.0 / 1000 となりますが、弾力条項の発動を停止することにより、22 年度の保険料率は原則通りの 3.5 / 1000 となります。



### 企業にとっては厳しい改正

改正法の施行日は平成 22 年 4 月 1 日の予定です（「遡及適用期間の改善」については公布の日から 9 月以内）。

雇用保険は、失業者の生活や雇用の安定を図るためのものであるため、今回の改正は当然の措置であるかもしれませんが、しかし、現下の不況の中、「適用範囲の拡大」等は、企業にとっては厳しい改正といえるでしょう。

## 「若年者の失業率」と「学生の内定取消」の状況

### 世界的にも高い若年層の失業率

国際労働機関( ILO )の調査結果によれば、2009 年における若年層( 25 歳未満 )の失業率は 17.7% ( 前年比 4.6 ポイント悪化 ) となったそうです。全世代平均の失業率は 8.4% ですので、これを大幅に上回っています。特にユーロ圏では 21.0%、米国では 15.6% と非常に高くなっています( 日本では 8.4% )。

日本でも、企業から内定を受けていない今春卒

業予定の大学生が10万人以上いるとも言われ、大きな社会問題となっています。

### 内定取消企業名の公表基準

昨年1月、厚生労働省は、会社の都合で一方的に学生の内定を取り消した場合、ハローワークと学校に通知するようにとの規則を定めました。

また、「新卒者の内定取消企業名の公表」の基準について、以下の5項目を示しました。

- (1) 2年度以上連続で内定取消を行った。
- (2) 同一年度に10人以上の内定取消を行った。
- (3) 事業活動の縮小が余儀なくされているものと明らかに認められない。
- (4) 学生に内定取消の理由を十分に説明していない。
- (5) 内定を取り消した学生の就職先確保の支援を行わなかった。

上記のいずれかに該当するような悪質なケースでは、企業名が公表されることになっています。昨年度の内定取消者の数は2,143人(447事業所)で、企業名が公表されたのは15社でした。

### 「内定取消」と「内定辞退」

最近では、「企業による内定取消」なのか「学生による(自主的な)内定辞退」なのかがあいまいで、トラブルになるケースも多いようです。例えば、企業が学生に多額の補償金などを手渡しして、なかば強引に「内定辞退」を迫るといったケースです。

内定取消については、解雇に比べると「合理性」や「相当性」が緩やかに認められるといえますが、判例(大日本印刷事件・最高裁昭和54年7月20日判決)では、内定取消が認められるのは、「内定当時知ることができず、また知ることを期待できないような事実があり、それを理由に内定を取り消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認できる場合」に限られるとしていますので、内定取消を行う場合にはこの点に注意しなければなりません。

### ～当事務所よりひとこと～

今(2月20日現在)、バンクーバーでオリンピックが開かれていますが、スノーボードの國母和宏選手の服装がだらしないということで、問題になりました。記者会見の彼の謝罪の態度ももう一つということで更に批判が高まりました。私が教えている短大の学生はみんなあんなものですから、私個人は、それほど驚き憤慨はしませんでした。それよりスケート500メートルで銀メダル銅メダルを獲得した日本の選手が、試合直後の表彰台で大会役員から花束を受けるときに帽子をかぶったまま花束を受け取っていたことの方が、私には気になりました。こちらの方が余程礼儀を失っているのではないかと私には思いましたが…。金メダルをとった韓国の選手が帽子をぬいで花束を受け取っていただけに余計違和感を感じました。日本の若者のマナーは、グローバル社会の中で通用するのでしょうか?企業の新入社員教育で、マナー研修は必須であるなど改めて感じたことでした。(大滝)

少し前に、「人は見た目が9割」という本が話題になったことがありました。國母和宏選手の服装に関してもその見た目から言えば、日本を代表するアスリートとして「どうなの?」といったことになるのだと思いますが、あの会見の翌日の朝日新聞に國母選手が兄と慕っている荒井善正さんのコメントが載っていました。荒井さんが骨髄移植をしなければ余命2、3年の宣告を受けたとき、國母選手はファンに機会あるごとに募金を呼びかけ、ドナー登録を頼み忙しい中何度も新井さんを見舞っていたそうです。その後骨髄移植を受けて元気になった新井さんは「自分はカズがいなければ生きていなかった」といっています。だからといって國母選手のあのときの態度が良いものだということにはなりません。人の外見が伝えるノンバーバル(非言語)的な印象が彼の本質を「正しく世界に伝えない」ことに大きく影響した出来事だったと思います。私も、マナーも含めて、相手に対する自分の思いや敬意を、正しく伝える力をつけていなければこれからの社会では通用しないと思います。(馬場)(o^^o)